

デイサービス宮路やまの湯

指定通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業運営規程

（事業の目的）

第 1 条 この規程は、株式会社ケアサポートコウセイが開設するデイサービス 宮路やまの湯（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護事業及び介護予防・日常生活支援総合事業（通所型サービス）の事業（以下「指定通所介護等」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め事業所ごとに置くべき従事者の（以下「通所介護等従業者」という。）が、要介護状態又は要支援状態等にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定通所介護等を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第 2 条

一 事業所の通所介護等従業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

二 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第 3 条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 デイサービス宮路やまの湯
- 二 所在地 富山県中新川郡立山町宮路 3 4 - 1

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第 4 条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

一 指定通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業における現行相当通所型サービス

ア 管理者 1 名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を行う。

イ 通所介護等従業者 生活相談員 1 名以上（うち常勤 1 名以上）

介護職員 5 名以上（うち常勤 1 名以上）

機能訓練指導員 1 名以上

看護職員 1 名以上（うち常勤 1 名以上）

通所介護等従業者は、指定通所介護等の業務に当たる。

生活相談員は、事業所に対する指定通所介護等の利用の申し込みに係る調整、他の通所介護等従業者に対する相談助言及び技術指導を行い、また他の従業者と協力して通所介護計画の作成等を行う。

介護職員は利用者の入浴、排泄、食事などの介助を行う。

看護職員は利用者のバイタルチェックや健康管理、助言などを行う。

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

二 介護予防・日常生活総合事業における通所型サービス A

ア 管理者 1名

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を行う。

イ 通所介護等従事者 1名以上

通所介護等従事者は、指定通所介護等の業務にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一 営業日 日曜日を除く毎日。

お盆休業 8月13日～8月15日

年末年始休業 12月30日～1月3日

二 営業時間 午前8時00分から午後5時00分までとする。

三 サービス提供時間 計3単位での運営を行うこととする。

1単位目(通常型デイ):午前8時40分～午後4時10分(7時間30分)

2単位目(入浴特化デイ):午前8時40分～午前11時45分(3時間5分)

3単位目(入浴特化デイ):午後13時05分～午後16:10分(3時間5分)

四 延長サービス可能時間帯

1単位目のみ延長可能とする。

サービス提供前 午前8時00分～午前8時40分

サービス提供後 午後4時10分～午後5時00分

(指定通所介護等の利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、1単位目を27名

2単位目を8名

3単位目を8名 とする。

(指定通所介護等の内容)

第7条 指定通所介護等の内容は、居宅サービス計画、介護予防計画、又は介護予防・日常生活支援総合事業支援計画表(以下「居宅サービス計画等」という)に基づいて、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。ただし、居宅サービス計画等が作成されていない場合は、次に掲げるもののうち本会と利用者等との相談(確認)によって選定し、サービスを行うものとする。

一 身体の介護に関すること

日常生活動作の程度により、必要な支援及びサービスを提供する。

ア. 排泄の介助

イ. 移動、移乗の介助

ウ. その他必要な身体の介護

二 入浴に関すること

家庭において入浴することが困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。

ア. 衣類着脱の介助

イ. 身体の清拭、洗髪、洗身

ウ. その他必要な入浴の介助

三 食事に関すること

給食を希望する利用者（1単位目）に対して、必要な食事サービスを提供する。

ア. 準備、後始末の介助

イ. 食事摂取の介助

ウ. その他必要な食事の介助

四 アクティビティ・サービスに関すること

利用者が生きがいのある、快適で豊かな日常生活を送ることができるような生活援助（支援）や家庭での日常生活に必要な基礎的なサービス（訓練）及び機能低下を防ぐため必要な訓練を行う。また、利用者の身体的、精神的な疲労回復と気分転換が図れるよう各種サービスを提供する。

ア. レクリエーション

イ. グループワーク

ウ. 行事的活動

エ. 体操

オ. 機能訓練

カ. 休養（養護）

五 送迎に関すること

送迎を必要とする利用者については必要な支援、サービスを提供する。

ア. 移動。移乗動作の介助

イ. 送迎

六 相談、助言に関すること

利用者及びその家族の日常生活における身上、介護等に関する相談及び助言を行う。

ア. 日常生活動作訓練の相談、助言

イ. 日常生活自助具の利用方法の相談、助言

ウ. 住宅改良に関する相談、助言

エ. その他必要な相談、助言

（指定通所介護等の利用料等及び支払いの方法）

第8条 一 指定通所介護等を提供した場合の利用料の額は、別紙料金表によるものとし、当該指定通所介護等が法定代理受領サービスであるときは、その1割又は2割又は3割の額とする。

二 食費及びおむつ代は実費とする。

三 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文章で説明した上で、支払いに同意する旨の文章に署名を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、立山町・富山市・上市町・舟橋村とする。

（サービス利用にあたっての留意事項）

第10条 利用者は指定通所介護等の提供を受ける際に、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受ける

よう留意するものとする。

(緊急時等における対応方法)

第11条 一 通所介護等従業者は、通所介護等を実施中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。主治医への連絡が困難な場合は救急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

二 事業者は、利用者に対する通所介護の提供により事故が発生した場合は、保険者、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅支援事業所に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

(非常災害対策)

第12条 一 事業者は、利用者の特性及び事業所の周辺地域の環境等を踏まえ、火災、地震、津波、風水害等の非常災害ごとに、当該非常災害時における利用者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画(以下「施設防災計画」という。)を策定し、定期的に従業者に周知するものとする。

二 事業者は、施設防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに利用者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について従業者及び利用者へ周知するとともに、避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を年2回以上行うものとする。

三 事業者は、前項に規定する非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制を整備するに当たっては、保険者、町、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者及び地域住民と相互に支援及び協力が行われるように、その整備に努めるものとする。

四 事業者は、第二項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

五 事業者は、第二項に規定する訓練の結果に基づき、施設防災計画の検証を行い、必要に応じて施設防災計画の見直しを行うものとする。

六 事業者は、非常災害時において、身体等の状況が医療機関へ入院し、又は社会福祉施設等へ入所するに至らない程度の者であって、避難所での生活が適当でないとして市長が認められたものの受入れに配慮するものとする。

(衛生管理等)

第13条 一 事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるものとする。

二 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じるものとする。

(ア) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図るものとする。

(イ) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備するものとする。

(ウ) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第14条 一 事業者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

二 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者等に周知徹底を図ること。

三 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

四 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

五 前四号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(指定通所介護等の利用契約)

第15条 株式会社ケアサポートコウセイは、指定通所介護等の提供の開始にあたり、利用者及び家族等に対して通所サービス利用契約書の内容に関する説明を行った上で、利用者又はその家族等と利用契約を締結するものとする。ただし緊急を要すると管理者が認める場合にあっては、利用契約の締結はサービスの開始後でも差し支えないものとする。

(秘密保持等)

第16条 一 通所介護等従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

二 事業者は、通所介護等従業者であった者に、業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持させるため、通所介護等従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、通所介護等従業者との雇用契約の内容とする。

(個別援助計画書の作成等)

第17条 一 事業所は、居宅サービス計画等がたてられている場合はその計画に基づいて、利用者の心身機能の状態に応じた当該サービスの通所介護計画等を作成し、利用者、家族に説明する。

二 事業所は、通所介護計画等に記載されたサービスを実施し、継続的なサービスの管理、評価を行うものとする。

(サービス提供記録の記録)

第18条 事業所は、利用者に対する事業の提供に関する、次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

- ① 通所介護計画等
- ② 提供した具体的なサービス内容等の記録
- ③ 市町村への通知に係る記録
- ④ 苦情内容等の記録
- ⑤ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(苦情処理)

第 19 条 管理者は、提供した指定通所介護等に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(損害賠償)

第 20 条 本会は、利用者に対する指定通所介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(その他運営についての留意事項)

第 21 条 一 事業所は、通所介護等従業者の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとし、業務体制を整備する。

二 通所介護等従業者等は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者から求められたときは、これを提示するものとする。

三 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な帳簿等を整備するものとする。

四 事業所は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するためのハラスメント防止方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

五 この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は、本会が定めるものとする。

附則 この規程は、平成 23 年 10 月 1 日より施行する。

附則 この規程は、平成 24 年 1 月 1 日より施行する。

附則 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。

附則 この規程は、平成 24 年 6 月 1 日より施行する。

附則 この規程は、平成 25 年 2 月 1 日より施行する。

附則 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。

附則 この規程は、平成 25 年 10 月 1 日より施行する。

附則 この規定は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。

附則 この規定は、令和元年 11 月 14 日より施行する。

附則 この規定は、令和 5 年 3 月 1 日より施行する。

附則 この規定は、令和 6 年 1 月 20 日より施行する。

附則 この規定は、令和 6 年 7 月 13 日より施行する。